

大阪府市町村施設整備資金貸付要綱

(目的)

第1 この要綱は、府の区域内の市町村（市町村の一部事務組合を含む。以下同じ。）の公共施設の整備を促進するため、予算の定めるところにより、府が貸付ける市町村施設整備資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付条件、手続及び貸付金の資金の運用等を定めることを目的とする。

(借入の条件)

第2 貸付金を借り入れようとする市町村は、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

- 1 償還の見込みが確実であること。
- 2 事業の計画が適切であること。
- 3 財務の経理が明確であること。
- 4 地方債元利金の支払に延滞がないこと。

(貸付の方法)

第3 貸付金の貸付けは、証書貸付の方法によるものとする。

(貸付の条件)

第4 貸付金の貸付条件は、次に掲げるところによる。

- 1 貸付けの利率は、貸付日現在の財政融資資金（半年賦・固定金利方式）と同率とする。
- 2 償還期限及び据置期間は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 延滞利息は、延滞元利金につき年5%とする。

(借入の申請)

第5 貸付金を借り入れようとする市町村は、別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 1 大阪府市町村施設整備資金借入申請書（様式第1号）
- 2 関係予算の抜すい
- 3 事業計画書（様式第2号）

(貸付額等の決定)

第6 知事は、第5に規定する書類の提出を受けたときは、当該書類について審査のうえ、

貸付けの可否、貸付額及び融通期日を決定し、当該市町村に通知するものとする。この場合において、知事は、必要な条件（以下「貸付条件」という。）を付することができる。

（貸付金の融通）

第7 第6の通知を受けた市町村は、融通期日において、大阪府市町村施設整備資金借用証書（様式第3号）と引換えに貸付金の融通を受けるものとする。

（事業計画等の変更）

第8 市町村は、貸付けの対象となった事業（以下「貸付対象事業」という。）の計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画等変更承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（事業の実施状況の報告）

第9 市町村は、貸付対象事業の実施状況に関し、事業実施状況報告書（様式第5号）を作成し、当該貸付金を貸し付けた会計年度の翌年度の6月末日までに、知事に提出しなければならない。

（実地検査等）

第10 知事は、貸付金の適正、かつ、効率的な運用のため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な資料の提出を求め又は職員に実地に検査させることができる。

（元金の償還及び利息の支払）

第11 元金の償還及び利息の支払は、1カ年賦元利均等償還の方法によるものとし、その支払期日は、別に知事の定める期日とする。

（利息の計算方法）

第12 第11の利息額の算定期間は、貸付金の借入れの翌日から支払期日までとする。ただし、利息の算定期間が1年に満たないときは、その期間に応じ日割り計算を行うものとする。

（延滞利息の支払）

第13 元金及び利息の支払期日にその全部又は一部の払込みをしなかった市町村は、延滞金額に対し支払期日の翌日から支払当日までの延滞利息を支払わなければならない。

（繰上償還）

第14 知事は、市町村が貸付金を目的外に使用したとき、又は、貸付金の管理運用及び償還等に関して、貸付条件に従わなかったときは、当該市町村に対し、貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、知事は、繰上償還をさせ

ようとする日の10日前までに当該市町村に対し通知するものとする。

第15 市町村は、貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町村は、繰上償還しようとする日の10日前までに、繰上償還申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

第16 第14又は第15の場合において、貸付金の一部を繰上償還した市町村は、遅滞なく、繰上償還後の年次毎の償還額が分かる書類を知事に提出しなければならない。

（債務の承継）

第17 地方自治法第7条又は第288条の規定により、消滅又は解散した市町村が現に保有していた貸付金に係る債務を承継した市町村は、遅滞なく、債務承継報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

第18 第17に規定する場合を除き、貸付を受けた市町村が、他の市町村に当該貸付金に係る債務の全部又は一部を承継しようとするときは、あらかじめ、債務承継承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（資金の運用）

第19 知事は、貸付金の資金の運用として、予算の範囲内で、市町村に財政調整資金を貸し付けることができる。

（細目の取扱）

第20 この要綱に定めるもののほか、貸付金及び財政調整資金に関する取扱は、別に定める。

（附則）

この要綱は、昭和46年4月1日から実施し、昭和45年度貸付事業から適用する。

この要綱は、昭和47年2月1日から実施し、昭和48年度貸付事業から適用する。

この要綱は、昭和49年10月1日から実施し、昭和49年度貸付事業から適用する。

この要綱は、昭和50年12月1日から実施し、昭和50年度貸付事業から適用する。

この要綱は、昭和53年3月31日から実施し、昭和52年度貸付事業から適用する。

この要綱は、昭和56年10月1日から実施し、昭和56年度貸付事業から適用する。

この要綱は、昭和63年3月1日から実施し、昭和62年度貸付事業から適用する。

この要綱は、平成2年3月31日から実施し、平成元年度貸付事業から適用する。ただし、第4第1項の改正規定は、平成2年度貸付事業から適用する。

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

この要綱は、平成13年8月1日から実施し、平成13年度貸付事業から適用する。

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年1月17日から実施し、令和5年度貸付事業から適用する。

別 表

事業の種類	償還期限	左のうち 据置期間
義務教育施設整備事業（用地取得事業を含む。）	25年以内	2年
義務教育関連施設整備事業、高等学校施設整備事業 （用地取得事業を含む。）	20年以内	2年
し尿処理施設整備事業	15年以内	2年
ごみ処理施設整備事業	15年以内	2年
都市下水路等施設整備事業	20年以内	2年
下水道施設整備事業	30年以内	5年
土地区画整理事業	15年以内	2年
都市計画公園整備事業	20年以内	2年
幼稚園施設整備事業	20年以内	2年
保育所施設整備事業	20年以内	2年
公害対策事業	20年以内	2年
鉄道改善関連事業	15年以内	2年
消防施設整備事業（消防庁舎施設）	15年以内	1年
〃（消防ポンプ車等施設）	5年以内	
社会福祉施設整備事業	15年以内	2年
その他知事が特に必要と認める都市施設の整備事業	貸付のつど定める。	